

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

都市計画課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市景観形成市民団体補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市景観条例 岸和田市景観条例等施行規則 岸和田市景観形成市民団体補助金交付要綱						
予算科目	款	8	項	7	目	1	事業名称 景観形成市民団体支援事業
補助金等の交付先	岸和田駅東地区景観まちづくり協議会						
補助金等交付開始年度	平成11年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	住み良い文化的で潤いのある美しいまちを創出するため、岸和田市景観条例に基づき、景観形成市民団体の活動を支援する			
補助事業の内容	①クリーン活動 (岸和田駅東停車場線沿道の清掃美化活動) ②花いっぱい推進プロジェクト (東光小、緑化協会と協働で上記沿道を花植えバスケットで彩る活動) ③啓発活動 (岸和田駅東地区まちづくりニュースの作成と配布)			
補助対象経費の内容	消耗品費（清掃活動等のゴミ袋、軍手、プランターネームプレート等） 印刷費（まちづくりニュース広報紙、クリーン活動回覧紙） 保険料（活動時の傷害保険） 資材費（花苗、花植えバスケット、鉢用石等）			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内において市長が定める額			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	負担割合:国0、府0、市10 根拠法令:なし			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	100 千円	100 千円	100 千円	100 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	100 千円	100 千円	100 千円	100 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
団体活動が岸和田駅東地区の良好な景観形成に繋がっており、住民が快適な生活ができるまちづくりの推進に大きく寄与している		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
団体が発行するまちづくりニュースの配布などにより、その活動は広く一般的に認知され、住民や近隣事業者、地元小学校も賛同して活動に関わっている。団体が行う沿道の美化活動は住み良い文化的で潤いのある美しいまちの創出に繋がっている。団体の各種活動や総会・役員会等の会議体に市担当者も参加し、活動が地区の景観向上に繋がっていることや、地区的まちづくりに関する積極的な議論が交わされていることも確認している。また、団体が作成した地区の景観形成方針と建築物等の位置や意匠等の基準を示す景観ガイドラインは、市サイドでも開発行為者に対してこれに準拠するよう要請しており、地区内の景観的配慮に繋がっている。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
岸和田市景観条例に基づく景観形成市民団体は当該団体以外にない。当該条例において、市長は、認定した景観形成市民団体に対して必要な支援を行うものとされており、技術的援助や行為に係る経費の助成を行うことが明定されている。団体の活動は、間接事業ではなく直接事業のみであり、補助金は、実績報告書とその証憑書類により交付対象事業・対象経費にのみに充当されていることが確認できている。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
観点のとおり(要綱で補助率は定めていないが上限額は予算の範囲内としている)		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における景観形成を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き景観形成について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

都市計画課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市歴史的景観保全事業助成金(団体活動事業)						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市歴史的景観保全事業助成金交付要綱 岸和田市景観条例、岸和田市景観条例等施行規則						
予算科目	款	8	項	7	目	1	事業名称
補助金等の交付先	本町のまちづくりを考える会						
補助金等交付開始年度	平成5年						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	歴史的まちなみ及び、これと一体となり歴史的景観を形成している環境を保全し、住みよい文化的で潤いのあるまちを実現するため、歴史的まちなみ保全地区における住民活動の支援を行う			
補助事業の内容	①修景及び美化活動 (歴史的景観阻害要因となる箇所の修景活動、地区内の美化清掃活動) ②広報及び啓発活動 (活動を記したかわら版の発行と配布、セミナーの実施) ③まちなみ魅力向上活動 (風鈴設置等季節に応じた町並み景観向上活動、にぎわい市の開催等) ④歴史的町並み保全活動に資する景観研究 (重伝建地区などの先進地区視察)			
補助対象経費の内容	消耗品費(各活動に必要な紙やセロファンなどの用品類) 保険料(活動時の傷害保険) 委託料(にぎわい市の警備委託) 交通費(先進地区視察時のバス代等) 資材費(修景に必要な木材や鋼板等)			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内で市長が認める額			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	負担割合:国0、府0、市10 根拠法令:なし			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	100 千円	100 千円	100 千円	200 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	100 千円	100 千円	100 千円	200 千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
団体活動が岸和田市歴史的町並み保全地区(本町地区)の歴史的景観の保全と維持に繋がっており、住みよい文化的で潤いのあるまちの実現に大きく寄与している		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
<p>団体の普及啓発・広報活動等によりその活動は、地域で広く一般的に認知されて賛同が得られ、住民等が活動に参加する姿も見られる。また、市が実施する歴まち保全に関する啓発講演会等にも地区住民の方が多く参加され、講師等と積極的な意見交換をするなど前向きな学びの姿勢が見られるが、団体の啓発活動が住民意識の向上や持続に繋がっているものと認識している。</p> <p>なお、団体への補助の適否・有効性等については、岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会(市附属機関)に諮詢し、委員会から、団体活動は有意性が高いと評価され、市は手厚く支援するようにとの答申を得ている。</p> <p>団体が行う景観阻害要素の修景活動、総会・役員会等の協議の場や先進地区視察活動に市担当者も参加し、活動が町並み保全に繋がっていることや、まちづくりに関する建設的な意見交換が行われていることを確認している。</p>		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
<p>岸和田市歴史的町並み保全地区(本町地区)の歴史的景観保全活動実施団体は当該団体のみである。本町地区の歴まち保全は、景観条例に基づき市が策定した保全計画において、市と団体が両輪となって保全に関する取り組みを進めることができられている。</p> <p>なお、団体の活動は、間接事業ではなく直接事業のみであり、助成金は、実績報告書とその証憑書類により交付対象事業・対象経費にのみに充当されていることが確認できている。</p>		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
観点のとおり。(要綱で補助率は定めていないが、上限額は予算の範囲内としている。)		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における歴史的景観の保全と維持を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き歴史的景観の保全と維持について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

交通まちづくり課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市路線バス運行存続補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市路線バス運行存続補助金交付要綱							
予算科目	款	08	項	03	目	02	事業名称	地域交通充実事業
補助金等の交付先	南海ウイングバス株式会社							
補助金等交付開始年度	平成12年度							
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度	

2. 補助金等の概要

補助の目的	多様な世代の移動ニーズに対応した利用しやすい公共交通サービスの提供を図るため、市民の日常生活に必要不可欠なバス路線の存続とともに、バス交通ネットワークの再編等を進める施策として、市内における路線バスを運行する事業者に対し、予算の範囲内で市が必要な支援を行う制度を確立し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。			
補助事業の内容	路線バス葛城線(河合～塔原間)、路線バス福田線、路線バス山直線の運行補助			
補助対象経費の内容	岸和田市路線バス運行存続補助金交付要綱に定める経費及び収益の差額(欠損金)			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	福田線:欠損額の1/2、葛城線(河合～塔原間):欠損額の全額、山直線:欠損額の全額。但し、予算の範囲内で市長が定める。			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市:10割 (事業者は別途「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用※R7以降)			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	49,358 千円	78,652 千円	81,191 千円	88,498 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	49,358 千円	78,652 千円	81,191 千円	88,498 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
路線バスの運行存続により市民の移動手段を確保。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
路線バスは高齢者や交通弱者の重要な移動手段であり、地域住民の生活ニーズに応えるとともに、公共交通の維持やバス交通ネットワークの再編等を進める市の施策にも合致している。補助により運行継続や利便性向上が図られ、事業の活性化や効果検証も実施されているため、補助の目的達成に効果が認められる。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
補助金の運用においては、要綱に基づいた適正な申請・報告がなされている。また、特定団体の優遇や上乗せ補助はなく、公平性・透明性が確保されている。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
補助金の運用においては、補助事業者より交付申請および実績報告の提出いただき審査を行うことで事業内容を整合性を確認している。また補助の上限を予算の範囲として実質的な上限を設けている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における公共交通の確保・維持を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き公共交通の確保・維持について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

交通まちづくり課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市路線バス運行存続補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市路線バス運行存続補助金交付要綱							
予算科目	款	08	項	03	目	02	事業名称	地域交通充実事業
補助金等の交付先	南海ウイングバス株式会社							
補助金等交付開始年度	平成12年度							
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度	

2. 補助金等の概要

補助の目的	既存路線バスとの整合を図りながら鉄道駅や主要公共施設等を効率的に結び、路線バス圏外住民の交通利便性の向上を図る。			
補助事業の内容	地域巡回ローズバス 北ループおよび南ループの運行補助			
補助対象経費の内容	岸和田市路線バス運行存続補助金交付要綱に定める経費及び収益の差額(欠損金)			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	欠損額の全額。但し、予算の範囲内で市長が定める。			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市:10割			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	23,899 千円	21,399 千円	27,445 千円	37,063 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	23,899 千円	21,399 千円	27,445 千円	37,063 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
地域巡回ローズバスの運行存続により市民の移動手段を確保。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
地域巡回ローズバスは高齢者や交通弱者の重要な移動手段であり、地域住民の生活ニーズに応えるとともに、公共交通の維持やバス交通ネットワークの再編等を進める市の施策にも合致している。補助により運行継続や利便性向上が図られ、事業の活性化や効果検証も実施されているため、補助の目的達成に効果が認められる。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
補助金の運用においては、要綱に基づいた適正な申請・報告がなされている。また、特定団体の優遇や上乗せ補助はなく、公平性・透明性が確保されている。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
補助金の運用においては、補助事業者より交付申請および実績報告の提出いただき審査を行うことで事業内容を整合性を確認している。また補助の上限を予算の範囲として実質的な上限を設けている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における公共交通の確保・維持を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き公共交通の確保・維持について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

公営競技事業所

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田競輪場周辺環境整備事業助成金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田競輪場周辺環境整備事業助成金交付要綱							
予算科目	款	1	項	2	目	1	事業名称	周辺環境整備支援事業
補助金等の交付先	競輪場周辺の町会及び自治会							
補助金等交付開始年度	昭和49年度							
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	岸和田競輪場周辺地域の環境整備			
補助事業の内容	①競輪場周辺住民が集会に利用する建物の改修・修繕 ②有線放送設備の改修又は修繕 ③防犯灯の新設、改修又は修繕			
補助対象経費の内容	①建物が築20年経過していて事業費が200万円未満のもの ②新設した年度の翌年から5年度経過していて事業費が100万円未満のもの ③基本的に1年度に1回のみ			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	①事業に要する費用の2分の1 ②事業に要する費用の2分の1 ③1灯5000円、上限50万円 ①～③千円未満の額は切り捨て			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	4,412 千円	2,270 千円	3,305 千円	5,000 千円
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	4,412 千円	2,270 千円	3,305 千円	5,000 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
公共的な施設であり、地域住民の拠点である町会館の整備を補助することにより、公益の増進に寄与している。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
補助金を活用した町会等の整備に伴い競輪場の周辺環境が改善されることにより、地元団体の協力態勢や来客者の満足度が向上し、競輪事業のさらなる活性化に繋がっている。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
交付要綱に基づき厳格な適用を行っており、再補助は認めていない。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
対象事業、補助率、上限金額については、要綱で明確に定めており、内容と活動の一致は都度、提出書類について確認している。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑧要綱に基づいた透明性の確保	岸和田競輪場周辺地域の環境整備を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き要綱に基づき透明性を確保したうえで補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

公営競技事業所

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市自転車競技振興事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市自転車競技振興事業補助金交付要綱						
予算科目	款	1	項	2	目	1	事業名称
補助金等の交付先	日本競輪選手会支援事業						
補助金等交付開始年度	平成21年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	自転車競技関係団体に対し、自転車競技の振興を図る						
補助事業の内容	①競技関係事業 ②選手訓練事業 ③近畿地区プロ選手権自転車競技大会事業 ④その他自転車競技の振興を図る事業						
補助対象経費の内容	補助事業に要する額(上限額あり)						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	①、②、④は総額250万円が上限 ③は100万円が上限						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円			
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
うち一般財源	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円			

3.補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
日本競輪選手会大阪支部は、公営競技である競輪の基軸である競輪選手の地元組織であり、その活動の助成により地元選手の強化・育成に寄与し、ひいては競輪開催時の売上向上に繋がっている。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
当団体への活動助成は競輪事業の活性化及び収益向上に繋がり、一般会計への繰出金を通じて市の諸施策の実現に寄与している。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
競輪の選手会組織は、地元大阪においては当団体と、その関連組織である近畿地区本部のみであり、その補助については団体の業務計画書や予算書の提出の義務付けにより透明性の確保を図っている。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
対象事業、上限金額については、要綱で明確に定めており、内容と活動の一貫性は都度、提出書類について確認している。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	地元選手の育成・強化に寄与し、自転車競技の振興を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き自転車競技の振興について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

公営競技事業所

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市自転車競技振興事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市自転車競技振興事業補助金交付要綱						
予算科目	款	1	項	2	目	1	事業名称
補助金等の交付先	日本競輪選手会支援事業						
補助金等交付開始年度	平成29年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2.補助金等の概要

補助の目的	自転車競技関係団体に対し、自転車競技の振興を図る						
補助事業の内容	①競技関係事業 ②選手訓練事業 ③近畿地区プロ選手権自転車競技大会事業 ④その他自転車競技の振興を図る事業						
補助対象経費の内容	補助事業に要する額(上限額あり)						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	①、②、④は総額250万円が上限 ③は100万円が上限						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割						
交付実績	令和4年度(決算)	1,000	千円	令和5年度(決算)	1,000	千円	令和6年度(決算)
補助金決算(予算)額							1,000 千円
うち国府補助金	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
うちその他特定財源	0	千円	0	千円	0	千円	0 千円
うち一般財源	1,000	千円	1,000	千円	1,000	千円	1,000 千円

3.補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
当補助金は、地元近畿地区的競輪選手の出場するプロ選手権競技大会に特化したものであり、事業助成により地元選手の強化・育成に寄与し、ひいては競輪開催時の売上向上に繋がっている。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
当事業への助成は競輪事業の活性化及び収益向上に繋がり、一般会計への繰出金を通じて市の諸施策の実現に寄与している。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
競輪の選手会組織は、地元大阪においては当団体と、その関連組織である近畿地区本部のみであり、その補助については大会の実施要項や予算書の提出の義務付けにより透明性の確保を図っている。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
対象事業、上限金額については、要綱で明確に定めており、内容と活動の一貫性は都度、提出書類について確認している。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	地元選手の育成・強化に寄与し、自転車競技の振興を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き自転車競技の振興について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

教育総務部総務課

1.補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市学校保健会に対する補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市学校保健会に対する補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	7	目	2	事業名称
補助金等の交付先	岸和田市学校保健会						
補助金等交付開始年度	平成10年度						
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6
							年度

2.補助金等の概要

補助の目的	本市の公立学校及び幼稚園の児童・生徒・幼児の健康管理・健康教育等に関する総合的な活動の推進・充実を図る。						
補助事業の内容	学校保健の振興に必要な指導及び事業、学校保健に関する調査や研究活動の援助、学校保健用資材の斡旋など						
補助対象経費の内容	学校保健に係る指導、調査研究、学校保健普及促進のための会議・講演会・研修会の開催費用や参加に係る経費など。児童生徒・保護者向けの肥満健康相談開催費用など。						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	定額補助。岸和田市学校保健会は学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校園長部会、保健主事部会、養護教諭部会、PTA関係者、教育委員会関係職員から構成されており、会員は約290名となる。						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割						
交付実績	令和4年度(決算)	695	千円	令和5年度(決算)	693	千円	令和6年度(決算)
補助金決算(予算)額					692	千円	690 千円
うち国府補助金			千円		千円	千円	千円
うちその他特定財源			千円		千円	千円	千円
うち一般財源	695	千円	693	千円	692	千円	690 千円

3.補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

団体運営補助

4.補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
学校保健に係る指導、調査研究、講演会・研修会・部会による研究発表の実施により学校保健の研究及び普及促進が図られ、児童生徒の心身の発達、健康の保持・増進に寄与している。また、児童生徒もしくは児童生徒・保護者を対象にした肥満健康相談などの事業も実施しており、健康の保持増進を図るために必要な知識を習得できる機会を提供している。		
有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
市の総合計画に「岸和田の次世代を育むまち」という目標を掲げており、学校保健の向上・発展は、児童生徒の心身の発達、健康の保持・増進、安全な環境のもとで適正な教育をうけるためには必要不可欠である。また、保健大会は生徒自ら発表することや実践を体験することで児童生徒の健康教育の普及に効果がある。検証においては、肥満健康相談の参加者をはじめ、全体の肥満傾向の調査を実施している。		

公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
保健主事部会・養護教諭部会は岸和田市学校保健会の構成部会なので、部会において実施する研修会等は岸和田市学校保健会の事業であり、他団体への再補助ではない。		
財務状況の確認 【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	<input type="radio"/>
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
収益など自主財源もないため、繰越金や内部留保資金はない。また、補助金交付要綱で示した事業に関する費用を計上しており、財務状況も把握している。		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	-
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	-
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	-
評価の理由		
-		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	<input type="radio"/>
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	<input checked="" type="radio"/>
評価の理由		
補助要綱で示した事業等を推進するための経費であり、事業内容が多岐に渡るため、事業補助に転換するのが困難である。また、学校保健会の行っている様々な活動は、市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有しているため、事業補助への転換は難しいと考えられる。 本市の教職員・学校医等で組織されており、補助金以外の財源を見出すことは困難である。		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における学校保健の振興を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き学校保健について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

学校教育課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市立中学校部活動遠征交通費補助金(全国大会遠征交通費)						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市立中学校部活動遠征交通費補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	1	目	6	事業名称 部活動支援事業
補助金等の交付先	岸和田市中学校体育連盟						
補助金等交付開始年度	平成24年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	岸和田市立中学校の部活動の活性化に資するとともに、部活動(全国大会)に参加する生徒及びその保護者の経済的負担を軽減すること。			
補助事業の内容	遠征交通費を負担している岸和田市中学校体育連盟に対して、予算の範囲内において、その経費の全部又は一部を助成する。			
補助対象経費の内容	鉄道運賃、船賃、航空運賃、乗合バス運賃及び貸切バス借上料			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助対象とする鉄道運賃、船賃、航空運賃、乗合バス運賃の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	500 千円	338 千円	318 千円	500 千円
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち一般財源	500 千円	338 千円	318 千円	500 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
岸和田市立中学校の部活動の活性化に資するとともに、部活動に参加する生徒及びその保護者の経済的負担を軽減することを目的しているため。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
生徒の健全な心身の育成と体力の増強、体育・スポーツ活動及び文化の振興を図り、中学校の部活動の活性化及び文化的活動の充実と発展に寄与し、技術の向上とともに中学生同士の相互理解や友好親善にも大きな役割を果たしているため。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
要綱で補助対象者を岸和田市中学校体育連盟と規定しており、再補助は行っていないため。また、国や府等の補助金は受けておらず、上乗せ補助ではない。実績報告書等において、使途が遠征交通費であることを確認しているので、不適切な経費が含まれていないことは確認しているため。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市立中学校部活動遠征交通費補助金交付要綱に記載。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5. 検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における中学校の部活動の活性化と生徒及び保護者の経済的負担の軽減を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き中学校の部活動の活性化と生徒及び保護者の経済的負担の軽減について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

学校教育課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市立中学校部活動遠征交通費補助金(一般遠征交通費)						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市立中学校部活動遠征交通費補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	1	目	6	事業名称 部活動支援事業
補助金等の交付先	岸和田市中学校体育連盟						
補助金等交付開始年度	平成24年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	岸和田市立中学校の部活動の活性化に資するとともに、部活動(地方大会)に参加する生徒及びその保護者の経済的負担を軽減すること。						
補助事業の内容	遠征交通費を負担している岸和田市中学校体育連盟に対して、予算の範囲内において、その経費の全部又は一部を助成する。						
補助対象経費の内容	鉄道運賃、船賃、乗合バス運賃						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助対象とする鉄道運賃、船賃、乗合バス運賃の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	880 千円	880 千円	880 千円	880 千円			
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
うち一般財源	880 千円	880 千円	880 千円	880 千円			

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
岸和田市立中学校の部活動の活性化に資するとともに、部活動に参加する生徒及びその保護者の経済的負担を軽減することを目的しているため。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
生徒の健全な心身の育成と体力の増強、体育・スポーツ活動及び文化の振興を図り、中学校の部活動の活性化及び文化的活動の充実と発展に寄与し、技術の向上とともに中学生同士の相互理解や友好親善にも大きな役割を果たしているため。また、岸和田市教育重点施策において、児童生徒の健やかな体の育成を図るため、中学校総合体育大会の実施と支援を行うこととしているため。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
要綱で補助対象者を岸和田市中学校体育連盟と規定しており、再補助は行っていないため。また、国や府等の補助金は受けておらず、上乗せ補助ではない。実績報告書等において、使途が遠征交通費であることを確認しているので、不適切な経費が含まれていないことは確認しているため。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市立中学校部活動遠征交通費補助金交付要綱に記載。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における中学校の部活動の活性化と生徒及び保護者の経済的負担の軽減を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き中学校の部活動の活性化と生徒及び保護者の経済的負担の軽減について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	人権教育課
---------	-------

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市人権教育研究協議会補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市人権教育研究協議会補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	1	目	7	事業名称 人権教育研究事業
補助金等の交付先	岸和田市人権教育研究協議会						
補助金等交付開始年度	平成27年						
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6 年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	人権教育推進のための研究等の活動を行う岸和田市人権教育研究協議会に対し、その事業の経費に充てること						
補助事業の内容	岸和田市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における人権教育の振興及び充実を行うこと。						
補助対象経費の内容	研究会等参加費や研究活動費等、岸和田市人権教育研究協議会の事業に係る費用。						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助金の額は、補助金の対象となる費用の額から寄付金その他の収入により自ら負担できる額を控除した額とし、当該年度の予算で定める額を上限としている。						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	1,003 千円	1,003 千円	1,003 千円	1003 千円			
うち国府補助金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
うちその他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
うち一般財源	1,003 千円	1,003 千円	1,003 千円	1003 千円			

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

団体運営補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市の教育重点施策における「人権教育・平和教育の推進」に資する活動への補助となっているため。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
各学校園の実態に応じた人権教育に関する教材等の購入費用等や、研究会等への参加費としており、中学校区共同で利活用を行うことができているため。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
岸和田市人権教育研究協議会長より、活動費の明細書類等、会計簿の提出を依頼しており、適正な支出の確認ができており、補助対象経費も限定しているため。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	○
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	○
評価の理由		
毎年、予算額に応じた適正な支出がなされており、繰越金や内部留保はないため。		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	—
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	—
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	—
評価の理由		
—		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	○
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	×
評価の理由		
公益的な活動を行っている団体であるが、自主財源の確保が困難であり、団体の活動全般を補助する必要があるため。		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	本市における人権教育推進を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続き人権教育推進について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

生涯学習課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	地車祭時非行防止啓発事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	地車祭における青少年非行防止啓発事業に関する補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	6	目	2	事業名称
補助金等の交付先	小学校区青少年問題協議会						
補助金等交付開始年度	平成2年度						
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6
							年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	地車祭における青少年非行防止啓発事業を小学校区青少年問題協議会が実施する場合、その運営を助成し、もって地域における健全な青少年の育成を目的とする。						
補助事業の内容	青少年の非行防止及び暴力追放の啓発住民大会を実施。						
補助対象経費の内容	消耗品費・光熱水費・通信運搬費・印刷製本費・使用料・賃借料・報償費						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	対象経費の合計の2分の1以内とする。 ただし、当該金額が参加小学校区数×4万円を超える場合は、 参加小学校区数×4万円で積算された金額とする。						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市10割						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	600 千円	500 千円	600 千円	960 千円			
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円			
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円			
うち一般財源	600 千円	500 千円	600 千円	960 千円			

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
統計データなどの客観的指標はないが、本市における少年非行は、岸和田祭の時期を境に増加し、補導数も増加する傾向にあると言われており、防止啓発活動を実施することは市民の理解を得られるものと考える。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
各校区青少年問題協議会から提出される実績報告書や、現場視察から、青少年非行防止啓発を目的とした集会やイベントには全体で約2,300名(令和6年度実績)の参加者を数えていることを確認しており、補助金の交付が補助目的の達成に効果を有していると判断している。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
要綱・実績報告書(写し)のとおり		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
-		
要綱・実績報告書(写し)のとおり		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	地域における健全な青少年の育成を目的とした公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。透明性を確保する観点から、要綱改正も踏まえ引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

スポーツ振興課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市スポーツ振興事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市スポーツ振興事業補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	7	目	3	事業名称
補助金等の交付先	岸和田市スポーツ少年団						
補助金等交付開始年度	平成3年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	市民のスポーツの振興発展のため			
補助事業の内容	①子どもの体力向上、青少年の健全育成及び仲間づくりの推進事業 (スポーツ少年団結団式・交流会等の実施) ②研修等の資質向上に努めるための事業 (指導者研修会等の実施や参加) ③各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民への奨励金支給事業 (全国大会等に出場する個人・団体への奨励金の支給)			
補助対象経費の内容	補助事業の実施に係る消耗品、研修講師謝礼、研修会参加費等			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内において、補助対象経費に2/3を乗じた額。ただし、参加者負担金、他団体からの補助金などの補助対象事業の実施に要する経費を使途とする財源がある場合は、補助対象経費から当該財源を控除した額に2/3を乗じた額。			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市一般財源のみ			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	120 千円	120 千円	120 千円	120 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	120 千円	120 千円	120 千円	120 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
岸和田市スポーツ少年団は約20の団(所属団員約280名)が所属しており、スポーツ少年団の結団式・交流会や指導者研修会等は広く青少年の健全な育成に寄与する活動となっているため。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
補助対象となる事業は、本市における青少年の健全な育成に寄与する事業となっており、補助の目的である「市民のスポーツ振興発展」及び岸和田市スポーツ推進計画(改定版)で掲げる基本方針「全世代の体力向上」に資する事業となっているため。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
岸和田市スポーツ少年団は約20の団(所属団員約280名)が所属している。また、本市のスポーツ少年大会の開催・運営、単位少年団同士の交流や指導者研修会の実施など、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与する取組を長年にわたり継続して実施しており、本市において同種同等の事業を実施する団体は他にいない。 また、補助事業において他団体への再補助は行っておらず、国や府等の上乗せ補助でもない。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
補助要綱において、補助対象事業、補助率、補助金の上限額を規定している。また、補助要綱に基づく事業内容・活動に対する事業の実施を実績報告書等で確認している。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	補助事業は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与する公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続きスポーツ振興について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

スポーツ振興課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市スポーツ振興事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市スポーツ振興事業補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	7	目	3	事業名称
補助金等の交付先	岸和田市スポーツ協会						
補助金等交付開始年度	平成3年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	市民のスポーツの振興発展のため						
補助事業の内容	①子どもの体力向上、青少年の健全育成及び仲間づくりの推進事業 (市民スポーツチャレンジDAYの実施) ②研修等の資質向上に努めるための事業 (各種研修会等の実施) ③情報誌の発行など、スポーツ情報の積極的発信・収集事業 (スポ協きしわだ等の発行) ④各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民への奨励金支給事業 (全国大会等に出場する個人・団体への奨励金の支給)						
補助対象経費の内容	補助事業の実施に係る会場使用料・消耗品、研修講師謝礼、情報誌印刷代、奨励金等						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算の範囲内において、補助対象経費に2/3を乗じた額。ただし、参加者負担金、他団体からの補助金などの補助対象事業の実施に要する経費を使途とする財源がある場合は、補助対象経費から当該財源を控除した額に2/3を乗じた額。						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市一般財源のみ						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	360 千円	360 千円	360 千円	360 千円			
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円			
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円			
うち一般財源	360 千円	360 千円	360 千円	360 千円			

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を十分に得られるものであるか。	○
評価の理由		
岸和田市民スポーツチャレンジDAYは子ども・大人計300名以上が参加しており、多くの市民が気軽に競技スポーツを体験できる機会の創出につながっているため。また、研修会、情報誌発行については、本市の各競技連盟にとって必要な知識や情報提供に資するため、奨励金支給については、競技者の奨励に寄与する事業となっているため。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
補助対象となる事業は、本市における競技スポーツの振興や市民がスポーツをするきっかけづくり等に資する事業となっており、補助の目的である「市民のスポーツ振興発展」及び岸和田市スポーツ推進計画(改定版)で掲げる基本方針「全世代の体力向上」に寄与する事業となっているため。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
岸和田市スポーツ協会は25の競技連盟等が加盟しており、市民スポーツ大会の開催・運営、各種研修会の開催など、競技スポーツ振興に係る取組を長年にわたり継続して実施しており、本市において同種同等の事業を実施する団体は他にいない。 また、補助事業において他団体への再補助は行っておらず、国や府等の上乗せ補助でもない。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
補助要綱において、補助対象事業、補助率、補助金の上限額を規定している。また、補助要綱に基づく事業内容・活動に対する事業の実施を実績報告書等で確認している。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	補助事業は、本市における競技スポーツの振興や市民がスポーツをするきっかけづくり等に資する公益性の高い事業となっており、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続きスポーツ振興について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

スポーツ振興課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市スポーツ振興団体運営助成金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市スポーツ振興団体運営助成金交付要綱						
予算科目	款	10	項	7	目	3	事業名称
補助金等の交付先	岸和田市スポーツ推進委員協議会						
補助金等交付開始年度	令和3年度						
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6
							年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	岸和田市のスポーツの振興を推進し、スポーツ文化の発展及び市民スポーツ・レクリエーションの振興発展に寄与すること			
補助事業の内容	岸和田市スポーツ推進委員協議会の運営			
補助対象経費の内容	岸和田市スポーツ推進委員協議会の運営に要する経費。ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費及び積立金を除く。			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	予算に定める範囲内の額			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市一般財源のみ			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	175 千円	175 千円	175 千円	175 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	175 千円	175 千円	175 千円	175 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

団体運営補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	所管課評価	
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。 ・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
大規模なスポーツイベントとして、スポーツカーニバル・ニュースポーツ体験会・ファミリー登山等を開催し、毎年市内全域から幅広い年齢の市民が参加している(合計参加者数4,248名[R6年度実績])。また、各地域において小規模で地域コミュニティを対象とした事業(年8回程度)を開催しており、市民がスポーツに親しみやすい環境の向上に寄与している。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
岸和田市スポーツ推進委員協議会が実施する事業は、市民がスポーツに親しむ環境づくりに資する事業となっており、助成の目的である「岸和田市のスポーツの振興を推進し、スポーツ文化の発展及び市民スポーツ・レクリエーションの振興発展」及び岸和田市スポーツ推進計画(改定版)で掲げる基本方針「全世代の体力向上」に寄与する事業となっているため。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
スポーツ基本法第32条に基づき、市町村の教育委員会から委嘱をうけたスポーツ推進委員で構成される当協議会は、市内で大小様々なイベントを実施しており、本市において同種同等の事業を実施する団体は他にいない。また、助成事業において他団体への再補助は行っておらず、国や府等の上乗せ補助でもない。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	○
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	○
評価の理由		
過年度の決算において、繰越額が補助停廃止の基準に達していない。		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	-
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	-
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	-
評価の理由		
-		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	○
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	×
評価の理由		
法令に基づき、市町村の教育委員会から委嘱をうけたスポーツ推進委員で構成される協議会による活動を支援するため、事業補助に加え、団体運営に必要な経費を助成する必要があるため。		

5. 検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	助成事業は、市民がスポーツに親しむ環境づくりに寄与する公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。引き続きスポーツ振興について検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

郷土文化課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金(ブナ林)						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	6	目	5	事業名称 文化財保存支援事業
補助金等の交付先	岸和田ブナ林保存会						
補助金等交付開始年度	平成6年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	文化財保護法に基づき、国指定天然記念物である和泉葛城山ブナ林を保護・管理を行うことが必要であることから地域住民の協力の元、保護管理を行っており、後世にブナ林を継承する上で補助が必要不可欠である。			
補助事業の内容	林内巡視・倒木等の処理・登山道の整備			
補助対象経費の内容	林内巡視・倒木処理における人件費			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助率:総事業費1/2以内 単価13,200円 対象者数:24人			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	市単独補助			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	158 千円	158 千円	158 千円	158 千円
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	158 千円	158 千円	158 千円	158 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。 ・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○ ○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
実績報告書により、補助金の適切な執行を確認している。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	—
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	—
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

郷土文化課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	6	目	5	事業名称 文化財保護事業
補助金等の交付先	宗教法人 積川神社						
補助金等交付開始年度	平成6年度						
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6 年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	文化財保護法に基づき、指定された文化財の維持管理体制を万全に期することを目的としている			
補助事業の内容	指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業			
補助対象経費の内容	自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	法定単価			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	指定文化財管理費国庫補助取り扱い要領/岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	14 千円	14 千円	14 千円	14 千円
うち国府補助金	9 千円	9 千円	9 千円	9 千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	5 千円	5 千円	5 千円	5 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		
公平性・透明性	所管課評価	
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
府の補助事業に対する追隨補助であるため、国の基準に準じた。また、岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱第3条に基づき、補助金の執行を行った。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】	所管課評価	
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】	所管課評価	
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】	所管課評価	
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

郷土文化課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱							
予算科目	款	10	項	6	目	5	事業名称	文化財保護事業
補助金等の交付先	宗教法人 大威徳寺							
補助金等交付開始年度	平成6年度							
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	文化財保護法に基づき、指定された文化財の維持管理体制を万全に期することを目的としている			
補助事業の内容	指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業			
補助対象経費の内容	自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	法定単価			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	指定文化財管理費国庫補助取り扱い要領/岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	42 千円	42 千円	42 千円	42 千円
うち国府補助金	28 千円	28 千円	28 千円	28 千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	14 千円	14 千円	14 千円	14 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	○
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	○
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	○
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	○
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	○
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	○
評価の理由		
府の補助事業に対する追隨補助であるため、国の基準に準じた。また、岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱第3条に基づき、補助金の執行を行った。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	○
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	○
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	○
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

郷土文化課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱						
予算科目	款	10	項	6	目	5	事業名称 文化財保護事業
補助金等の交付先	宗教法人 兵主神社						
補助金等交付開始年度	平成6年度						
補助金等検証期間	令和	4		年度	~	令和	6 年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	文化財保護法に基づき、指定された文化財の維持管理体制を万全に期することを目的としている			
補助事業の内容	指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業			
補助対象経費の内容	自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	法定単価			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	指定文化財管理費国庫補助取り扱い要領/岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	39 千円	39 千円	127 千円	39 千円
うち国府補助金	26 千円	26 千円	109 千円	26 千円
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	13 千円	13 千円	18 千円	13 千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		
公平性・透明性	所管課評価	
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
府の補助事業に対する追隨補助であるため、国の基準に準じた。また、岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱第3条に基づき、補助金の執行を行った。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】	所管課評価	
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】	所管課評価	
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】	所管課評価	
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

郷土文化課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱						
予算科目	款	6	項	6	目	5	事業名称 文化財保存支援事業
補助金等の交付先	宗教法人 久米田寺						
補助金等交付開始年度	令和3年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	国指定重要文化財久米田寺文書ほか3件の文書が経年劣化による傷みが進行しているため、適切な保存管理や、公開のために早急な保存修理を3ヵ年計画で行う。			
補助事業の内容	剥落止、汚れ除去、旧裏打紙除去後、足し紙、総裏打を行い元の巻子装への仕立による保存処理を実施する。			
補助対象経費の内容	委託費・招聘旅費			
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。			
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。ただし補助事業に関する経費(国庫補助対象事業については国庫補助対象経費から国庫補助金及び大阪府補助金を控除した額、大阪府補助対象事業については大阪府補助対象経費から大阪府補助金を控除した額とする。)の2分の1以内の額とする。			
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助金決算(予算)額	9,885 千円	9,819 千円	千円	千円
うち国府補助金	8,141 千円	8,086 千円	千円	千円
うちその他特定財源	1,744 千円	1,470 千円	千円	千円
うち一般財源	千円	263 千円	千円	千円

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	○
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
国の補助事業に対する追隨補助であるため、国の基準に準じた。また、岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱第3条に基づき、補助金の執行を行った。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	郷土文化課
---------	-------

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱						
予算科目	款	6	項	6	目	5	事業名称
補助金等の交付先	内畠連合町会						
補助金等交付開始年度	令和4年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	～	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	府指定山直神社本殿が経年劣化により屋根材に傷みが進行しているため、文化財の保護のために早急な屋根葺替工事を行う。						
補助事業の内容	本殿を足場で覆い、現状の檜皮屋根の調査・記録を行った後、解体を行う。葺替工事を実施する際には、既存の部材を極力再利用し修繕を行う。新調が必要な場合は既存の部材を参考に寸法等を確定する。						
補助対象経費の内容	工事費、委託料						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。ただし補助事業に関する経費(国庫補助対象事業については国庫補助対象経費から国庫補助金及び大阪府補助金を控除した額、大阪府補助対象事業については大阪府補助対象経費から大阪府補助金を控除した額とする。)の2分の1以内の額とする。						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	5,565 千円	6,123 千円	千円	千円			
うち国府補助金	3,246 千円	3,000 千円	千円	千円			
うちその他特定財源	2,319 千円	2,730 千円	千円	千円			
うち一般財源	千円	393 千円	千円	千円			

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
府の補助事業に対する追隨補助であるため、国の基準に準じた。また、岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱第3条に基づき、補助金の執行を行った。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課	郷土文化課
---------	-------

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金							
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱							
予算科目	款	6	項	6	目	5	事業名称 文化財保存支援事業	
補助金等の交付先	土生町鼓踊り保存会							
補助金等交付開始年度	平成6年度							
補助金等検証期間	令和	4		年度	～	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	岸和田市指定無形文化財である土生鼓踊りを保存、継承していくため。						
補助事業の内容	保存会会員による練習を行う。また、後継者を育成するとともに、地域の小学校において児童への指導を行う。令和6年度は8月10日、11日に土生公園において本番披露を行う。						
補助対象経費の内容	工事費、リース代						
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。						
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。ただし補助事業に関する経費(国庫補助対象事業については国庫補助対象経費から国庫補助金及び大阪府補助金を控除した額、大阪府補助対象事業については大阪府補助対象経費から大阪府補助金を控除した額とする。)の2分の1以内の額とする。						
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)			
補助金決算(予算)額	160 千円	160 千円	160 千円	160 千円			
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円			
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円			
うち一般財源	160 千円	160 千円	160 千円	160 千円			

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助	
------	--

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性		所管課評価
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。また、補助金を交付することにより、保存会において文化財を継承していく機運が高まっている。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
実績報告書により、補助金の適切な執行を確認している。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。

令和7年度 補助金等評価検証シート

補助金等所管課

郷土文化課

1. 補助金等の基本データ

補助金等名称	岸和田市文化財保存事業補助金						
根拠(条例・規則・要綱名)	岸和田市文化財保護条例及び岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱						
予算科目	款	6	項	6	目	5	事業名称 文化財保存支援事業
補助金等の交付先	塔原町葛城葛城踊り保存会						
補助金等交付開始年度	平成6年度						
補助金等検証期間	令和	4	年度	~	令和	6	年度

2. 補助金等の概要

補助の目的	大阪府指定無形文化財である葛城踊りを保存、継承していくため。				
補助事業の内容	7月より週2回練習を行い、8月14日午後5時より弥勒寺境内において本番披露を行う。				
補助対象経費の内容	衣装洗濯代、衣装身揚代、保険料、消耗品費、運営費、文書代				
金額の積算方法 (補助率、単価、対象者数等)	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。				
国・府・市との負担割合 負担割合の根拠となる法令・通知等	補助事業に関する経費の2分の1以内の額。ただし補助事業に関する経費(国庫補助対象事業については国庫補助対象経費から国庫補助金及び大阪府補助金を控除した額、大阪府補助対象事業については大阪府補助対象経費から大阪府補助金を控除した額とする。)の2分の1以内の額とする。				
交付実績	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助金決算(予算)額	92 千円	100 千円	160 千円	160 千円	
うち国府補助金	千円	千円	千円	千円	
うちその他特定財源	千円	千円	千円	千円	
うち一般財源	92 千円	100 千円	160 千円	160 千円	

3. 補助金の区分(団体運営補助or事業補助)

事業補助

4. 補助金、負担金等適正化基本方針に基づく検証

評価の理由は客観的な数値等を用いて、市民にわかりやすく、所管課評価の理由を具体的に記入してください。回答対象でない場合は「-」を記載してください。(評価基準 ○:適合、△:課題あり、×:不適合)

公益性	所管課評価	
観点	・補助の目的及び効果が、市民福祉の向上や公益の増進につながるものであるか。 ・補助の目的及び効果が、市民の理解を得られるものであるか。	○ ○
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。		

有効性・適格性		所管課評価
観点	・補助対象となる活動を取り巻く社会情勢の変化に適応し、活動のあり方や補助の効果が、現在の市民ニーズに応えるものか。	<input type="radio"/>
	・補助の効果が、市の施策の実現に資するものであるか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が補助目的の達成に効果を有するか。補助効果を検証しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付が団体の運営や補助対象事業の活性化につながるものか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
文化財は国民共有の財産であるため、文化財を保存・継承していくことは重要であると思われる。また、補助金を交付することにより、保存会において文化財を継承していく機運が高まっている。		
公平性・透明性		所管課評価
観点	・特定の団体を特別に優遇するなど、不公平な運用がされていないか。	<input type="radio"/>
	・他団体への再補助を行っていないか。他団体への再補助を行っている場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・国や府等の補助金の上乗せ補助ではないか。上乗せ補助の場合は、特別にその必要性が認められるか。	<input type="radio"/>
	・補助対象経費に公金の使途として不適切な経費が含まれていないか。(市民の理解を得られるか。)	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象経費の内容と使途が一致しているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
実績報告書により、補助金の適切な執行を確認している。		
財務状況の確認【明確に事業補助となっている補助金は対象外】		所管課評価
観点	・繰越金や内部留保資金が補助の停廃止の基準に達していないか。	-
	・交付団体の財務状況を的確に把握し、真に必要な団体への補助金交付となっているか。	-
評価の理由		
-		
補助対象事業、補助対象経費【事業補助のみ回答】		所管課評価
観点	・補助要綱において、補助対象事業を具体的に特定し、明記しているか。	<input type="radio"/>
	・補助金の交付申請書や実績報告書等において要綱の補助対象事業の内容と活動が一致しているか。	<input type="radio"/>
	・補助率を具体的に定め、又は補助金の上限金額を具体的に定めているか。	<input type="radio"/>
評価の理由		
岸和田市文化財保存事業補助金交付要綱に則って事業等実施されている。		
経済的支援の必要性【団体運営補助のみ回答】		所管課評価
観点	・事業補助に転換することができない特別な理由が認められるか。	-
	・会費収入などの自主財源で自立的に活動することが可能であるか。	-
評価の理由		
-		

5.検証に基づく評価

評価	評価の理由
⑨現状維持	文化財保護の理念に基づいた公益性の高い事業であり、岸和田市補助金等適正化基本方針(令和6年3月第2版)に基づき適正に運用している。文化財保護について引き続き検討しつつ補助金の交付を継続する。